

当金庫では地域金融円滑化のための基本方針を以下のとおり制定しています。

烏山信用金庫

地域金融円滑化のための基本方針

烏山信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するために、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力で取り組んでまいります。

1．取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、営業地域が限定されている信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客様から資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまで同様、お客様の話をよく聞き、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

2．金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、地域金融円滑化の取組み方針を適切に実施するために、以下のとおり必要な態勢整備を図っています。

- (1) 態勢整備を図るために、理事会等において「本基本方針」を決議し、「金融円滑化管理方針」や「金融円滑化管理規程」等を策定するとともに、金融円滑化管理責任者を選定しています。
- (2) お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うために、本部の経営改善支援担当者と営業店の連携を強化しています。
- (3) 中小企業診断協会との提携による経営相談会をはじめ、専門家を活用した経営相談・経営支援体制を構築しています。
- (4) お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるため、継続的に業界団体等の研修に参加しています。
- (5)

3．他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

なお、貸付条件の変更等に関する苦情相談等は、
次の相談窓口をご利用ください。

烏山信用金庫 融資部

電話番号 0120-115-401(専用)

受付時間 午前9:00 ~ 午後5:00

(土・日曜日、祝日を除く)

以上